

# 一般社団法人 日本美術家連盟

## 令和2年度 情報公開

1 令和2年度事業報告

資料① … P2

2 令和2年度収支決算

資料② … P7

# 資料① 令和2年度事業報告

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

## 調査研究に係る事業

### 1. 研究事業及び提言事業

#### (1) 意見の提言

①文化芸術に関わる芸術関係団体で構成される「文化芸術推進フォーラム」に参加し、超党派の文化芸術振興議員連盟と連携して、引き続き「文化芸術省」の早期創設を政府に求める運動に参加した。また、同フォーラムより2020年版提言『2020文化芸術省の創設－東京五輪のレガシーに』が発表され、日本美術家連盟の下記要望事項が提言に盛り込まれた。

○多様かつ文化的な地域コミュニティの形成を促し、美術作品を継続的に創造する仕組みとして、「1%フォー・アート」制度の調査研究を行い、制度の導入を検討すべきであること。

○新進美術家、美術関係専門人材の育成を支援する仕組みが必要であること。

○近現代美術の保存・修復に関する専門人材の育成と必要とされる情報提供の仕組みを整備すること。

②新型コロナウイルスの感染拡大、これに対する緊急事態宣言の発出に伴い、被害を受けた芸術家を支援する第二次補正予算に基づく「文化芸術活動の継続支援事業」実施にあたり、下記の事項につき要望書を提出した。

○支援対象に美術分野を含めること(6月8日)

○審査期間の短縮等、審査方法を改善すること(9月3日)

③第三次補正予算に基づく、文化芸術団体に向けた活動継続可能性の強化に対する支援事業「Art for the future!」の実施にあたり下記の事項につき、要望書を提出した。

○公募団体、アートセンター等の芸術家支援団体を支援対象とすること(12月25日)

④文化芸術振興議員連盟、公明党文部科学部会において、美術分野の振興のために、美術を支える文化インフラの整備、作品の売買を促進する寄付税制の改革等を、要望した。

#### (2) 著作者団体・関係組織との活動

①文化庁文化審議会著作権分科会の審議に臨時委員として宮いつき氏が、また、国立国会図書館「資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会」の審議に協議員として北郷悟氏が参加した。

②美術・写真・文芸等の権利者8団体で構成される「オーファンワークス事業実行委員会」に参加し、裁定制度の利便性を高めるための実証事業に協力するとともに、教育の補償金制度、図書館の権利制限の問題等の意見交換を通じて情報の共有を図った。

③教育補償金を一元的に管理する授業目的公衆送信補償金管理協会(SARTRAS)に参加し2021年4月から開始される教育機関設置者からの補償金の収受を円滑に行うための各種会合に出席、美術の立場から種々意見を述べた。

④下記の著作権関係団体の活動に参加し、当面する著作権問題について情報収集と意見交換を行った。

日本美術著作権連合、日本美術著作権機構、日本複製権センター、日本著作者団体協議会、著作権情報センター

⑤日本美術著作権連合及び日本美術著作権機構の事務局業務を受託し、両組織の運営を行った。

### (3)美術著作権の研究

①著作権所在情報の効率的な提供の研究を行い、データベースを整備した。②追及権に関わる情報収集と研究を行った。③授業目的公衆送信補償金の制度設計やオーファン作品の利用に向けた制度の研究をした。

### (4)美術教育の研究

①文化庁視学官東良雅人氏より、2019年連盟で開催の意見交換会をもとに、〈芸術教育〉の文化庁への移管と指導要領の改訂について、解説記事をいただき、ニュースに掲載した。(476・477号)  
②コロナ禍における大学での授業の様子を、三浦明範、渋谷和良両氏よりレポートしてもらった。(ニュース476号)

### (5)パーセント・フォー・アート研究・周知

①パーセント・フォー・アート制度の導入に向けた研究を進めた。②パーセント・フォー・アート制度の研究普及のため、キャンペーン企画として海外での同制度の実践について会員他美術家が特集記事を執筆、ニュースに掲載した。・「パブリック・アートの胎動 アメリカ、ニューヨーク 1%フォー・アート」高田壽八郎氏(474・475号)

### (6)技法材料研究

①畠中光享氏が、日本画・新岩絵具について記事を執筆、ニュースに掲載した。(474号) ②原透氏が、最新3Dプリンタ事情について記事を執筆、ニュースに掲載した。(476号)

### (7)明治以降美術の業績調査

香川県立ミュージアム主任専門学芸員・窪美西嘉子の寄稿「日本洋画の発展とともに歩んだ小林萬吾」を、2019年開催研究会『小林萬吾と日本近代洋画の光』の報告とともにニュースに発表した。

### (8)海外動向研究

①フランスにおける美術家の組織としてメゾン・ド・アーティストに関するレポートを高木彩氏に寄稿いただいた。(477号) ②ウガンダのアートクラスについて小野由紀子氏よりレポートをいただき発表した。(477号)

### (9)新型コロナウイルスの会員作家への影響についてのアンケート調査

2020年春より新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、政府より緊急事態宣言が発出され、展覧会等美術家として活動が大きな影響を受けた。会員は、各種展示の自粛、美術教室の閉鎖等により大きな経済的損失を被った。連盟は、各政府機関等からの各種助成や支援に関する情報をまとめ会員に周知するとともに、その被害状況等について調査を行った。その結果を、文化庁への陳情等に反映させた。(結果報告 ニュース476号)

### (10)インタビュー・対談

①井上悟氏にインタビューし、「いろんな絵に会える絵」としてニュースに掲載した。(474号) ②澄川喜一氏にインタビューし、その模様をニュースに掲載した。(477号) ③「これからの日本美術家連盟」と題し、山本貞前理事長と中林忠義理事長の対談を実施、ニュースに掲載した。(476号) ④ハンドブック「美術家の健康と安全」増補改定2020年版刊行を記念して、中林忠良・佐藤一郎・滝沢具幸・原透各編集委員に加え、監修者櫻井治彦氏の参加により美術家の作業プロセスや環境に潜む危険とその対応について座談会を開催し、その模様をニュースで報告した。(476号)

## 2.美術関連資料の収集と提供

図書、雑誌等を収集し、雑誌66冊、図書25冊、図録等45冊を収集した(寄贈含む)。

## 情報発信に係る事業

### 1.インターネットによる情報提供

連盟ウェブサイトの運営により、沿革、組織構成、入会方法、貸室・貸画廊案内、著作権管理、各種団体展、会員個展等の情報を提供した。

### 2.機関紙の刊行・頒布

連盟ニュース」を年4回刊行し(474号～477号)、会員、美術館、美術団体、関係組織、報道機関等に頒布した。

### 3.ハンドブック『美術家の健康と安全』

2017年に刊行した同ハンドブックの増補改訂版を、「美術家の健康と安全増補改訂2020年版」として、阿部出版(株)から2020年5月15日に刊行した。

## 普及・啓蒙に係る事業

### 1.国際交流事業

#### (1)国際美術連盟(IAA)加盟団体としての協力事業

本来であれば、2020年は4年に一度のIAA総会が開催される年に当たっていたが、新型コロナの世界的な感染拡大の影響により、総会是实现されなかった。本部に問い合わせたところ、今のところ総会開催の見通しは立っていないとの回答を得た。

#### (2)海外展示支援事業

作品発表の場を積極的に海外に求める美術家をバックアップするため、海外展示支援の給付金を交付する。第3回目の募集を実施した。審査の結果、会員5名に対する同支援金の交付を決定した。

#### (3)文化庁の新進芸術家研究員制度への協力事業

文化庁の依頼により、新進芸術家海外研修員の応募者を募り、申請を受け付けた。

### 2.地区活動

信越地区・「第19回 日本美術家連盟信越地区 新潟・長野会員展2020」(7月13日～7月19日)新潟県民会館3FギャラリーB

### 3.後援・協賛名義使用

下記の展覧会等を後援した。

・「日中韓芸術展」 ・「第30回AACA賞・芦原義信賞」

・いりや画廊「第3回 いりやKOUBO」

### 4.美術家のための支援事業

制作環境の安定しない若手作家の個展発表を支援するため、給付金を交付した。募集の結果、30人の美術家に対し支援金の給付を行った。

### 5.相談事業

(1)一般からの著作権に関わる相談に応じ、著作権所在情報の提供を行った。(2)美術作品の取引その他の問題に関わる相談に応じた。(3)税務顧問の援助を得て、税務相談につき会員の便宜を図った。物故会員遺族の要請で、相続申請の際に必要な遺作の評価証明作成につき支援した。(4)ライツ法律事務所の協力のもと、低廉な料金で法律相談を実施した。

### 6.文化庁継続支援事業への協力

新型コロナウイルスの被害を受けた芸術家が活動の再開、継続に向けて実施する取組を支援する文

化庁の継続支援事業補助金の審査作業にあたり、事前確認番号の発行窓口を務めた。7月から12月上旬にかけて4回にわたり申込を受付、京都芸術センターと協働し、4400人あまりの要件確認を行い、4100名程に確認番号を発行した。このうち、3600名余りが本審査に臨み、その95%が交付決定を受けました。

## その他事業

### 収益事業

**1.著作権代理業務** 著作権管理委任契約約款に基づき、国内作家の著作権者の代理として、美術作品の著作権使用に係る許諾契約を締結し、著作権使用料の徴収・分配等、処理業務を実施した。著作権処理件数209件 著作権手数料収入 1,932,669円

**2.貸室・貸画廊** 会議室、アトリエ及び画廊を賃貸し、会員、美術団体等の利用の便を図った(貸室：24団体、貸画廊：3作家・団体、3会期)。日本美術著作権協会に604号室を定期借家契約にて賃貸した。貸室貸画廊収入 4,857,882円

### 共済事業

#### 1.見舞・慶弔

①見舞・弔慰 内規に基づき下記の通り実施した。

(病氣見舞18件290,000円+長期療養見舞15件73,200円)+(弔慰76件 2,280,000円)=合計109件 2,643,200円

②白寿のお祝い

令和元年度定時社員総会において白寿会員5名のお祝いを実施した。

#### 2.保険の加入斡旋

①文芸美術国民健康保険組合の加盟団体として、会員の加入斡旋を行った。

②美術家所得補償保険、がん保険の加入斡旋を行った。

#### 3.会員管理・会費管理

会員台帳及び会費台帳の管理を行った。入会方法を変更することとし、協議をすすめた。

#### 4.会員証・IAAカード発行

2025年まで有効の「会員証」を発行した。また希望者34人に「IAAカード」を発行した。

#### 5.会員バッジの制作

会員バッヂを制作、発売した。

#### 6.展覧会入場優待

会員証による各種美術団体、各種展覧会等への入場優待及び割引入場の便宜を図った。

#### 7.画材購入優待

特約画材店を指定し、各地域における会員の画材の割引購入の便を図った。銀座伊東屋発行カードにより商品の割引優待を受けた。

#### 8.優待協力画廊

優待協力画廊を指定し、会員の作品発表の会場確保の便を図った。

#### 9.会員談話室

会員とその関係者が、協議、懇談するスペースとして、会員談話室の利用を提供した(喫茶サービス

あり)。

## 法人管理

1.下記の通り各種会合を開催した。

総会1回、理事会7回、常任理事会1回、委員会2回、ニュース編集委員会7回

入会申込選考委員会1回、国際交流委員会1回、著作権委員会1回

「美術家の健康と安全」制作実行委員会1回、新規事業運営委員会3回

2.部門の再検討

部門の改定について協議を重ねた。

3.美術家会館再築

美術家会館の建て直しについて、共有者の(株)美術会館と協議を継続した。

## 会員、役員等及び運営の状況

### 1.会員等の現在数 (2021年3月31日現在)

正会員：4665名 (前年度末：4,828名)

(部門別 日本画部：392名、洋画部：3402名、版画部：358名、彫刻部：513名)

年度中入会者：90名、物故者：58名、退会者：195名、準会員：608名、賛助会員：個人1 法人4、  
顧問：6名

### 2.役員、委員及び職員

理事：20名(内理事長1名、常任理事3名)、監事：2名、委員：70名、

職員：5名(内事務局長1名)、嘱託：1名

### 3.各種小委員会

〈常設〉入会申込選考委員14名、明治以降美術の業績調査委員9名、技法材料研究委員10名、著作権委員11名、ニュース編集委員14名、美術教育に関する研究委員12名、国際交流委員10名 (特定目的)「美術家の健康と安全」制作実行委員会13名、新規事業運営委員5名、パーセント・フォー・アート研究委員6名

〈その他〉地区代表9名

### 4.外部団体・委員会等への参加

文化庁文化審議会著作権分科会：臨時委員1名、文芸美術国民健康保険組合：理事長1名、国立国会図書館 資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会：協議員1名、著作権情報センター：理事1名、デジタル時代の著作権協議会(CDD)：監事1名、日本美術著作権機構(APG-Japan)：会長1名、理事3名、日本美術著作権連合：理事3名、監事1名、日本著作者団体協議会：監事1名、日本複製権センター：理事1名、運営委員1名、授業目的公衆送信補償金等管理協会(SARTRAS)：理事1名、監事1名、著作者団体連合：構成団体、著作者不明の場合の裁定制度の利用円滑化に向けた実証事業実行委員会：構成団体、文化芸術推進フォーラム：構成団体

## 資料② 貸借対照表

令和3年3月31日現在

(単位：円)			
科 目	当年度	前年度	増 減
<b>I 資産の部</b>			
1. 流動資産			
現金預金	271,466,794	252,113,384	19,353,410
未収金	120,000	120,000	0
仮払金	0	0	0
商品	4,867,403	4,867,403	0
流動資産合計	276,454,197	257,100,787	19,353,410
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産・普通	20,000,000	20,000,000	0
基本財産合計	20,000,000	20,000,000	0
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	24,895,000	24,895,000	0
新会館建設引当資産	280,000,000	280,000,000	0
特定資産合計	304,895,000	304,895,000	0
(3) その他の固定資産			
建物	40,764,706	40,764,706	0
建物減価償却累計額	△ 35,567,029	△ 35,378,513	△ 188,516
建物附属設備	22,939,241	22,939,241	0
建物附属設備減価償却累計額	△ 21,096,001	△ 20,813,245	△ 282,756
什器備品	7,361,602	7,361,602	0
什器備品減価償却累計額	△ 6,885,901	△ 6,649,889	△ 236,012
土地	65,160,360	65,160,360	0
ソフトウェア	106,300	155,500	△ 49,200
電話加入権	146,484	146,484	0
投資有価証券	635,000	635,000	0
その他の固定資産合計	73,564,762	74,321,246	△ 756,484
固定資産合計	398,459,762	399,216,246	△ 756,484
資産合計	674,913,959	656,317,033	18,596,926
<b>II 負債の部</b>			
1. 流動負債			
未払法人税等	70,000	70,000	0
未払消費税	465,200	1,290,300	△ 825,100
前受金	1,289,475	1,571,975	△ 282,500
預り金	27,809,143	25,856,963	1,952,180
会員管理引当金	7,000,000	0	7,000,000
流動負債合計	36,633,818	28,789,238	7,844,580
2. 固定負債			
退職給付引当金（管理費）	17,490,502	16,796,847	693,655
固定負債合計	17,490,502	16,796,847	693,655
負債合計	54,124,320	45,586,085	8,538,235
<b>III 正味財産の部</b>			
一般正味財産	620,789,639	610,730,948	10,058,691
(うち基本財産への充当額)	(20,000,000)	(20,000,000)	( 0)
(うち特定資産への充当額)	(304,895,000)	(304,895,000)	( 0)
正味財産合計	620,789,639	610,730,948	10,058,691
負債・正味財産合計	674,913,959	656,317,033	18,596,926